

Kiko

マラケシュ

気候ネットワーク

〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル3F

Tel:075-254-1011 / Fax:075-254-1012

E-mail:kikonet@jca.apc.org http://www.jca.apc.org/kikonet/

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 西川ビル2F

Tel:03-3263-9210 / Fax:03-3263-9463

E-mail:kikotko@jca.apc.org

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

< COP7 > 最終合意を目指し、議論スタート

10月29日、気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）が開幕した。

今年7月にボンで開催されたCOP6再開会合では、97年の京都会議以来ずっと積み残されていた最も大きな政治的課題を解決し、奇跡とも言える「ボン合意」に達したことはまだ記憶に新しい。今回の会議は、この政治的合意を受けて、正式に国連の法的文書の形で採択することが求められている。

ボン合意の4つの柱のうち、既に「途上国問題」については、COP6再開会合で必要な文書作りを完了している。「吸収源」についても文書は完成しているが、ボン合意を採択した後になってロシアが吸収源の上限値の見直しを要請したため、今回はその扱いのみ解決を図ることになっている。そのため2日目の30日から残り2つの「京都メカニズム」と「遵守」の交渉グループが設置された。

交渉グループ自身は公開だが、それぞれにさらに小さな素案作りグループが作

られ、非公開の交渉が続けられている。また、グループ間で相互に関連する問題も多く調整が必要となっている。

5・7・8条の交渉グループも本格化

議定書の大事な部分を担う、排出量データの報告や審査のあり方等について決める議定書の5・7・8条の交渉グループは、吸収源や京都メカニズムの内容が決まらないうと議論できない部分が多くしばらく休止状態だったが、今回、もう一つの交渉グループとして本格的に議論がなされている。透明性の高い仕組みで、必要な情報を迅速に報告し審査することは、議定書の目標達成のために不可欠な要素であるため、今回 NGO が重要視している交渉グループの一つだ。

日本は批准を表明するのか？

日本が、京都議定書の発効のために不可欠な国であるということ、にもかかわらず批准意思を国際社会に明示していないこと、こうした状況については、COP6再開会合から何ら変わっていない。政府自身が言う「2002年の発効」を実現するためには、国内的には、来年1月から始まる通常国会で批准を承認しなければ間に合わないのに、今だ明確なスケジュールさえ確定していない。

日本はCOP7でこそ、温暖化対策への強い意欲を批准の意思表明によって明確に国際社会に示すべきである。ボン合意は日本が批准できる材料を十分にそろえ日本の決意表明を待っている。小泉首相、川口大臣、COP7会期中に批准表明を！

オーストラリアはこんな国

NGO ネットワーク「CAN」が悪い行動を取った国を表彰する「本日の化石賞」初日はオーストラリアが受賞した。

.....

オーストラリアの10月29日の「化石賞」単独受賞の理由は、シドニーで2日前に始まった自由党選挙運動で、ジョン・ハワード首相が京都議定書に関して次のような熱弁を振ったためである。「オーストラリア国民は温室効果ガス排出に関する地球的な合意を望んでいる。しかし、我々は、京都議定書批准によるコストの全容が明らかになるまで議定書を批准しない。（野党党首の）ピーズリー氏と違い、我々は、批准という一つの「行動」によってオーストラリアの産業や雇用にかかるコストの全容が分かるまで、オーストラリアの「行動」の自由を手放さない。この問題を考えている人なら誰でも、温室効果ガス排出に関する効果的な国際的合意を達成するたった一つの方法は、アメリカ合衆国と発展途上国を合意の中に取り込むことだと知っている。」

【クイズ！】

もしオーストラリアが京都議定書を批准するつもりがないなら、なぜマラケシュでの交渉に参加しているのでしょうか？（eco10/30号）

.....

ちなみに日本は交渉で度々オーストラリアと共同歩調を取っている。となれば日本も後向きと見られてもやむを得まい。なぜオーストラリアといつも一緒なの？

「ボン合意」とは？

7月のボン会議（COP6再開会合）で採択された政治合意（FCCC/CP.2001/L.7）、日豪加などの国の主張により内容が弱められてしまったが、京都議定書の骨格が固まり、発効へ大きく踏み出した。ボン合意は、4つの論点（1）京都メカニズム、（2）遵守、（3）吸収源、（4）途上国問題）について合意した。

課題を片付けよう！

再開 COP6 で包括合意に達してからわずか3ヶ月で、我々はマラケシュに到着した。どうしてこんなに早く COP7 に突入してしまったのだろうか？ ボン会議で政治合意に至り、京都議定書の批准と発効への道は開かれたものの、京都議定書の実効性と環境保全性を高めるために極めて重要な詳細を詰める作業は山積みされたままだ。

2002年のリオ+10 会合での発効期限に向けて締約国が議定書を批准する障害を取り除くよう、議定書の枠組みで未解決の問題はすべて、ここ COP7 で解決しなければならない。これ以上、時間を無駄に費やす余裕はない。どの締約国も後戻りすることは許されないのだ。

再開 COP6 の最終盤では、筋書きからはずれて、卑劣な常套手段を散々使い、一旦閣僚が行なった政治合意を混乱させる種を蒔こうとする国（訳者注：ここには日本も示唆されている）もあった。こうした国は、自国の状況に合わせた特定の抜け穴に（またもや）固執した。プエノスアイレス行動計画を締めくくるということは、少なくとも第1約束期間、おそらくはより長期間にわたって適用される、議定書の極めて重要な枠組みについて決定しようとしていることを決して忘れてはならない。すなわち、締約国は、国内の特定の利益団体を利するためではなく、気候を守るために決定が下されるよう、注意する必要がある。COP7 の主な論点は以下の通り。

【遵守】

遵守について CAN が代表団へ送るメッセージは極めてシンプルだ。まず、この COP7 において、ボン合意を忠実に反映させた最終的な文書に合意しなければならないということ。次に、拘束力のある帰結をもたらす法的な文書が最終的に（COP/moP で）採択されるように、締約国は引き続き意欲を持って努力すべきということだ。拘束力のある帰結は、議定書、特に排出量取引などのメカニズムが有効に機能するために必須であることは良く知られている。そうではないと偽ることはもうやめよう。遵守の合意文書では以下の条件を満たすべきだ。

・遵守についての手続きと制度の文書は、

この COP で採択すること。これは、ボン合意が明確に求めているものであり、これにより、手続きと制度を機能させるために必要な準備を COP/moP で開始することができる。

・ボンで合意した不遵守の帰結内容が義務的なものであるという性質を文書に反映させること。どの交渉担当者も、現在の文書の義務的な部分を骨抜きにしようとして時間を無駄にするべきではない。

・透明性の確保と市民参加のための規定を守り、特に NGO が遵守委員会の履行強制部に関連情報を提供する権利や、一般市民が履行強制手続きにおける機密情報以外のすべての情報を得る権利を保障すること。こうした権利は締約国の承認に左右されてはならない。京都議定書には、国際的な貿易協定よりも強い市民参加条項を持たせるべきだ。それ以下であれば屈辱的な前例を作るだけだろう。

【5条、7条、8条】

5・7・8 条の報告・審査に関する文書はかなり進められているが、重要な問題がまだ残っている。多くの問題は、他のグループの議論と相互に絡んでおり、特に京都メカニズム・遵守・吸収源に関しては、グループ間を超えた一貫したアプローチが求められる。

5・7・8 条の交渉では、締約国はボン合意の精神を尊重し、不正かつ卑劣な手段で妨害しようとしてはならない。各国代表団は、オーストラリア・カナダ・日本・ロシアの発言についてはその裏に隠された動機を注意深く検証すべきである。

締約国は、

・割当量（Assigned Amount）を確立するルールを詰めること。吸収源と京都メカニズムからの排出（削減）枠を割当量に含めるかどうかについて、合意しなければならない。

・取引記録の運用ルールに注意すること。現在、記録の不一致に対処する手続きが欠けている。

・5・7・8 条の文書で、ボン合意の吸収源に関する決定を反映させること。締約国は、3条3項・3条4項の吸収源活動について毎年報告させるよう決定し、他の排出源と矛盾がないようにすること。また吸収源活動を毎年報告することを、京都メカニズムの参加資格に加えること。

【クリーン開発メカニズム(CDM)】

ボン合意は、CDM で原発を使う道を閉ざし、再生可能エネルギーと省エネに優先順位をおいたが、CDM の質の管理はまだ保証されていない。以下の決定が必要だ。

・CDM 事業の各段階で苦情や異議申し立てを取扱う公式手続きや理事会の意思決定への NGO の参加などを盛り込み、利害関係者の参加を最大限にすること。共同実施の監督委員会についても同様だ。

・事業の追加性を判定するためのプロセスと併せて、正確で客観的なベースラインの原則を適用すること。

・IPCC を巻き込んで、CDM 吸収源事業を良質のものとするための定義とルールを定めるプロセスを作り、ルールが決まった後で初めて吸収源のクレジット利用を認めることを決めるべきだ。

・JI と CDM の環境影響アセスメントは、少なくとも UNEP や世銀で適用されている現行の最低限の国際基準には適合させるべきである。

【排出量取引】

ボン合意では、メカニズムの活用は国内政策に対して「補完的」した一方で、適切に規制すれば約束を果たすために先進国が有効に使えることとなった。これらのメカニズムが環境保全性を侵さないようにするために、取引は正確な排出量に基づくものとし、議定書の目標をこれ以上弱めないことを前提とすることが必要だ。したがって、排出量取引の利用には、現在の文書案の附属書に記されたすべての条件を満たすものでなければならない。特に、

* 京都議定書を批准していること、
* 遵守制度を守る事に合意していること、
* すべての排出源と吸収源について、議定書の報告・データ提出等の要件（5.1、5.2、7.1、7.2 項）を満たしていること、
が必要だ。なおこれらの基準は3つの京都メカニズムのいずれにも同様に当てはめなければならない。（eco10/20 号抄訳）

Kiko COP7 通信 No.1

2001年11月1日発行

発行・編集 / 気候ネットワーク

川阪京子、早川光俊、平田仁子

翻訳：小倉正、早見由里子、山岸尚之

吉村敦子